

奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会規則を廃止する規則  
をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六十二号

奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会規則を廃止する  
規則

奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会規則（平成二十六年  
三月奈良県規則第九十二号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。